

新旧対照表（PayPay加盟店規約）

項目	2025年3月30日まで	2025年3月31日以降
第1条(16)	<p>（用語の定義）</p> <p>（記載なし）</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>「PayPay銀行残高」とは、PayPay銀行残高加盟店規約に定める決済手段をいう。</p>
第2条	<p>（PayPay）</p> <p>当社は、加盟店に対して、加盟店がPayPayユーザーに対する商品等の販売取引において、①PayPay残高等による商品等代金の決済、②カードによる商品等代金の決済（カード関連情報を加盟店自ら取得または保持することなく完了するもの）または③その他の決済手段による商品等代金の決済を実現するための、</p>	<p>（PayPay）</p> <p>当社は、加盟店に対して、加盟店がPayPayユーザーに対する商品等の販売取引において、①PayPay残高等による商品等代金の決済、②PayPay銀行残高による商品等代金の決済、③カードによる商品等代金の決済（カード関連情報を加盟店自ら取得または保持することなく完了するもの）または④その他の決済手段による商品等代金の決済を実現するための、</p>
第2条	<p>（PayPay）</p> <p>(5)加盟店店舗においてPayPay残高等、カードその他当社が指定する決済手段による決済を受け付ける機能を有するコンピュータープログラム（以下「店舗決済受付プログラム」といいます）の提供</p>	<p>（PayPay）</p> <p>(5)加盟店店舗においてPayPay残高等、PayPay銀行残高、カードその他当社が指定する決済手段による決済を受け付ける機能を有するコンピュータープログラム（以下「店舗決済受付プログラム」といいます）の提供</p>

新旧対照表（PayPay加盟店規約）

項目	2025年3月30日まで	2025年3月31日以降
<p>第3条4の2</p>	<p>（契約の成立）</p> <p>加盟店は、本規約の定めに加え、PayPayのうち、PayPay残高等による決済については、次の各号に従ってPayPay残高加盟店規約を順守しなければならないものとしします。</p>	<p>（契約の成立）</p> <p>加盟店は、本規約の定めに加え、PayPayのうち、PayPay残高等およびPayPay銀行残高による決済については、次の各号に従ってPayPay残高加盟店規約およびPayPay銀行残高加盟店規約を順守しなければならないものとしします。なお、PayPay銀行残高による決済については、次の各号のうち、「PayPay残高加盟店規約」を「PayPay銀行残高加盟店規約」に、「PayPay残高等の減算」を「PayPay銀行に対する送金指図の伝達」と読み替えて適用するものとしします。</p>

新旧対照表（PayPay加盟店規約）

項目	2025年3月30日まで	2025年3月31日以降
<p>第11条(1)</p>	<p>（売上承認処理）</p> <p>当該商品等にかかる商品等代金について、PayPay残高等の減算、カード会社の承認またはその他の決済手段に係る契約上必要とされる承認等を得るための当社所定の処理（以下「売上承認処理」といいます）を行うものとします。</p>	<p>（売上承認処理）</p> <p>当該商品等にかかる商品等代金について、PayPay残高等の減算、PayPay銀行に対する送金指図の伝達、カード会社の承認またはその他の決済手段に係る契約上必要とされる承認等を得るための当社所定の処理（以下「売上承認処理」といいます）を行うものとします。</p>
<p>第11条(4)</p>	<p>（売上承認処理）</p> <p>当社は、売上承認処理において、加盟店の商品等にかかる商品等代金に関し、PayPayユーザーが保有するPayPay残高等の範囲内かどうかの確認、カード会社に対する売上承認の請求、その他の決済手段に係る契約上必要とされる承認の請求等の手続を行います。</p>	<p>（売上承認処理）</p> <p>当社は、売上承認処理において、加盟店の商品等にかかる商品等代金に関し、PayPayユーザーが保有するPayPay残高等の範囲内かどうかの確認、PayPay銀行に対する送金指図の伝達、カード会社に対する売上承認の請求、その他の決済手段に係る契約上必要とされる承認の請求等の手続を行います。</p>
<p>第12条(2)</p>	<p>（売上確定処理）</p> <p>この減算が完了したときに、加盟店のPayPayユーザーに対する商品等代金に係る債権は消滅するものとします。</p>	<p>（売上確定処理）</p> <p>この減算が完了したときに、加盟店のPayPayユーザーに対する商品等代金に係る債権は消滅するものとします。また、当社は、売上確定処理がなされた商品等代金のうちPayPay銀行残高によるものについては、PayPay銀行残高加盟店規約に基づきPayPay銀行に対する送金指図を伝達します。かかる送金指図に基づきPayPay銀行が、PayPayユーザーのPayPay銀行の預金残高から商品等代金を減算し、この減算が完了したときに、加盟店のPayPayユーザーに対する商品等代金に係る債権は消滅するものとします。</p>

新旧対照表（PayPay加盟店規約）

項目	2025年3月30日まで	2025年3月31日以降
<p>第13条(1)</p>	<p>（商品等代金の支払い）</p> <p>(1)PayPay残高等 減算したPayPay残高等相当額の支払い (2)カード 立替払い (3)その他の決済手段 別途当社より通知するものとする。</p>	<p>（商品等代金の支払い）</p> <p>(1)PayPay残高等 減算したPayPay残高等相当額の支払い (2)PayPay銀行残高 送金指図に基づき口座振替を行った商品等代金相当額の支払い (3)カード 立替払い (4)その他の決済手段 別途当社より通知するものとする。</p>
<p>第18条</p>	<p>（商品等代金を支払わない場合等）</p> <p>(7)その他加盟店が本規約（付随する特約等を含みます）、PayPay残高加盟店規約およびカード加盟店規約に違反した場合</p>	<p>（商品等代金を支払わない場合等）</p> <p>(7)その他加盟店が本規約（付随する特約等を含みます）、PayPay残高加盟店規約、PayPay銀行残高加盟店規約およびカード加盟店規約に違反した場合</p>